

農業者への新型コロナウイルス感染者発生時の対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の対策として、農林水産省からガイドラインが公表されました。感染予防対策を徹底して下さい。

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は飛沫感染と接触感染であると考えられています。2月現在、食品(生で喫食する野菜・果実や鮮魚介類を含む。)を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例はありません。

食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません。

新型コロナウイルス感染症対策については現在、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター(集団)が次のクラスター(集団)を生み出すことを防止することが極めて重要な時期とされています。

感染予防策

農業者及び関係者は自ら実施するとともに従業員に対しても取組みを行って下さい。

- ①体温の測定と記録。
- ②発熱などの症状がある場合には、所属長へ連絡し**自宅待機の徹底**。
- ③屋内で作業をする場合、できる限りマスクを着用、状況に応じて換気を行なう。
- ④農作業開始後やトイレの使用後、農業用施設への入退場時に手洗い、消毒。
- ⑤通常の清掃に加え、ドアノブ、スイッチなど人がよく触れるところや、作業用ハサミ等共有する道具を洗剤で拭き取り清掃をする。
- ⑥農業用施設への部外者の立ち入りを最小限にする。

こんな場合はコロナかも……保健所へ連絡を！

- ・体温37.5℃以上の熱が4日以上続く場合
- ・強いだるさや息苦しさがある場合
- ・基礎疾患のある方が、発熱、強いだるさや息苦しさが2日程度続く場合

農家組合員の皆様へ

《患者が発生した時の初動対応》

①組合員ご自身や、家族、雇用農業者に感染が確認された場合は、まずは、「保健所」に報告し、指示を受けてください。

湖北健康福祉事務所（長浜保健所）
TEL：0749-65-6660



②保健所が、組合員ご自身や、家族、雇用農業者を、濃厚接触者と確定した場合、**14日間の自宅待機**を徹底してください。併せて、JAにもご連絡ください。

《JA連絡窓口》
JA北びわこ 営農振興課
TEL：0749-78-2415

農家組合員等は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が作業に従事した区域（生産施設、事務所等）や生産機材の消毒を実施します。

一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は出荷停止や農産物廃棄などの対応を取る必要はありません。（農水省のガイドラインより）

農家組合員の「事業継続」のために

《予防対策》

- ①体温測定と記録（37.5度以上は、自宅待機を徹底）
- ②ハウスや作業場、集出荷施設等の屋内で作業をする場合は、できる限りマスクを着用。
- ③換気の徹底
- ④農作業の開始前後やトイレの使用後、農業用施設や集出荷施設等への入退場時には、手洗い・手指消毒の徹底
- ⑤水と洗剤を用いて、机、ドアノブ、スイッチ、手すり、トイレの流水レバーや共用する道具類の拭き取り清掃
- ⑥農業用施設や集出荷施設等への「部外者の立ち入り」を極力回避

感染者が出た時に接触防止対策の徹底を！

- ① 可能な限り感染者との部屋を分離、分離できない場合は仕切りを設ける。
- ② 家庭内で感染者の世話をする者は、できるだけ限られた方に限定する。
- ③ マスクを極力着用し、使用したマスクは部屋の外へ持ち出さず、表面に触れないように。
- ④ こまめな石けんでの手洗いまたはアルコール消毒の実施。
- ⑤ 定期的に換気する。
- ⑥ 手で触れるドアの取っ手など共用部分は薄めた家庭用塩素系漂白剤でふき取る。また、トイレや洗面所は、通常家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒する。
- ⑦ 汚れた衣服を取扱う際は手袋、マスクをつけ一般的な洗剤で洗濯し、完全に乾かす。
- ⑧ 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てる。

新型コロナウイルス感染症の影響による支援対策の実施について

JA北びわこでは新型コロナウイルス感染症の影響により農業経営が一時的に厳しくなっている農業者の方々を支援するため、緊急災害資金として年0%でアグリマイティー資金の申込受付を開始しました。9月30日借入分まで取組みを継続する予定です。

※直接的・間接的に感染症の影響を受けておられる方が対象となります。

(例：販売先が休業され、販売額が落ち込んだなど。)

また、ご利用には**罹災証明書のご提出が必須**となりますので、ご注意ください。(罹災証明書はJA北びわこにて発行致します。)

詳しくはTAC担当者、営農指導担当者までお問い合わせ下さい。

※今回の災害緊急資金対応は、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した農業経営を支援するため、**運転資金**が対象となります。**設備投資での0%金利はご利用できません。**

(設備投資の場合は現在の利率0.2%でのご利用となります)

また、**融資金額が100万円以上**の場合に限り、**利子補給**を受けられます。ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の発生により、被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

JAバンク滋賀 農業融資 応援プラン 2020

期間：令和2年1月6日～令和2年12月30日

農業融資のごと、農業経営のごとは、JAにご相談ください！



トラクター ロンバレー ビーンハウス 施設 農業用トラック 乾燥機 農業用倉庫

太陽光システム (農機具ローンの取扱店) 農機具ローン (その他)

応用 軽減後金利1.2%!

※年金利最大率2.175%を軽減し1.2%に!

応用 最大年1年、最長5年間のJAバンク利子補給!

応用 保証料全額助成!

※保証料全額助成は、JAバンク保証料(保証料)の100%を助成いたします。ただし、保証料全額助成は、JAバンク保証料(保証料)の100%を助成いたします。ただし、保証料全額助成は、JAバンク保証料(保証料)の100%を助成いたします。

0.2%

新型コロナウイルス感染症の発生により、直営または間接的な被害を受けられた農業者の方を対象に、令和2年3月31日借入分まで

実質金利負担 0%

(お借入金額100万円以上1,000万円以内・期間5年以内)

※実質金利負担0%は、JAバンク保証料(保証料)の100%を助成いたします。ただし、保証料全額助成は、JAバンク保証料(保証料)の100%を助成いたします。

※保証料全額助成は、JAバンク保証料(保証料)の100%を助成いたします。ただし、保証料全額助成は、JAバンク保証料(保証料)の100%を助成いたします。

JAバンク滋賀

新型コロナウイルス感染症による農業被害に対する災害緊急資金対応について

令和2年3月19日
JAバンク滋賀



新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
JAバンク滋賀では、経営に影響が出ている農業者の皆さまを支援するため、下記のとおり、**実質金利・保証料負担 年0%**にて、農業資金のご対応をさせていただきますのでお知らせいたします。

実施期間	令和2年9月30日借入(融資実行)分まで
資金用途	災害緊急資金 (自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金)
対象者	以下の条件をすべて満たす方 ・組合員の方(個人・法人・任意団体など) ・滋賀県農業信用基金協会の保証が受けられる方 ・その他当JAが定める条件を満たしている方
対象商品	アグリマイティー資金
ご融資金額	100万円以上1,000万円以内
ご融資期間	5年以内(据置2年以内)
ご融資金利	年0%(最大軽減・利子補給後の適用金利/固定金利)
担保・保証	全額助成(滋賀県農業信用基金協会の前取一括保証料の場合、実質負担なし)
その他	罹災証明書(市町もしくはJA発行のもの)の提出必須

※行政庁指導の下、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、現在お借入れされているものについて返済期間猶予の措置がとられます。

しかし、あくまで返済期間を猶予(先延ばし)するものであり、お借入れの内容によっては対応できないものもありますので(完済時年齢が80歳など)、詳しくはお近くの支店貸付担当者までお問合せ下さい。